

5. 保険事故発生時の対応・ 保険金支払いと回収の概要



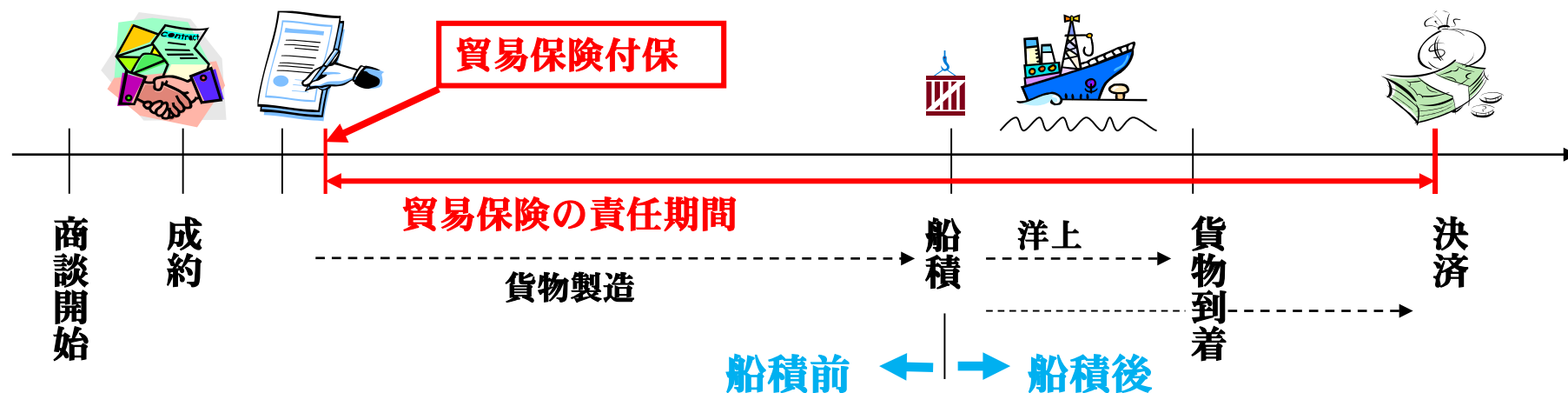
保険事故発生時の対応・保険金支払いと回収の概要 目次

- (1) てん補事由
- (2) 支払金額の算出方法
- (3) 保険金支払までの手続き
- (4) 注意が必要なポイント
- (5) 免責・保険金不払い事項等
- (6) 債権回収【新制度】
- (7) サービサー回収制度
- (8) 債権回収【従来制度】
- (9) 保険事故関連のお問い合わせ先

(1)てん補事由

(1) てん補事由

貿易保険のてん補事由



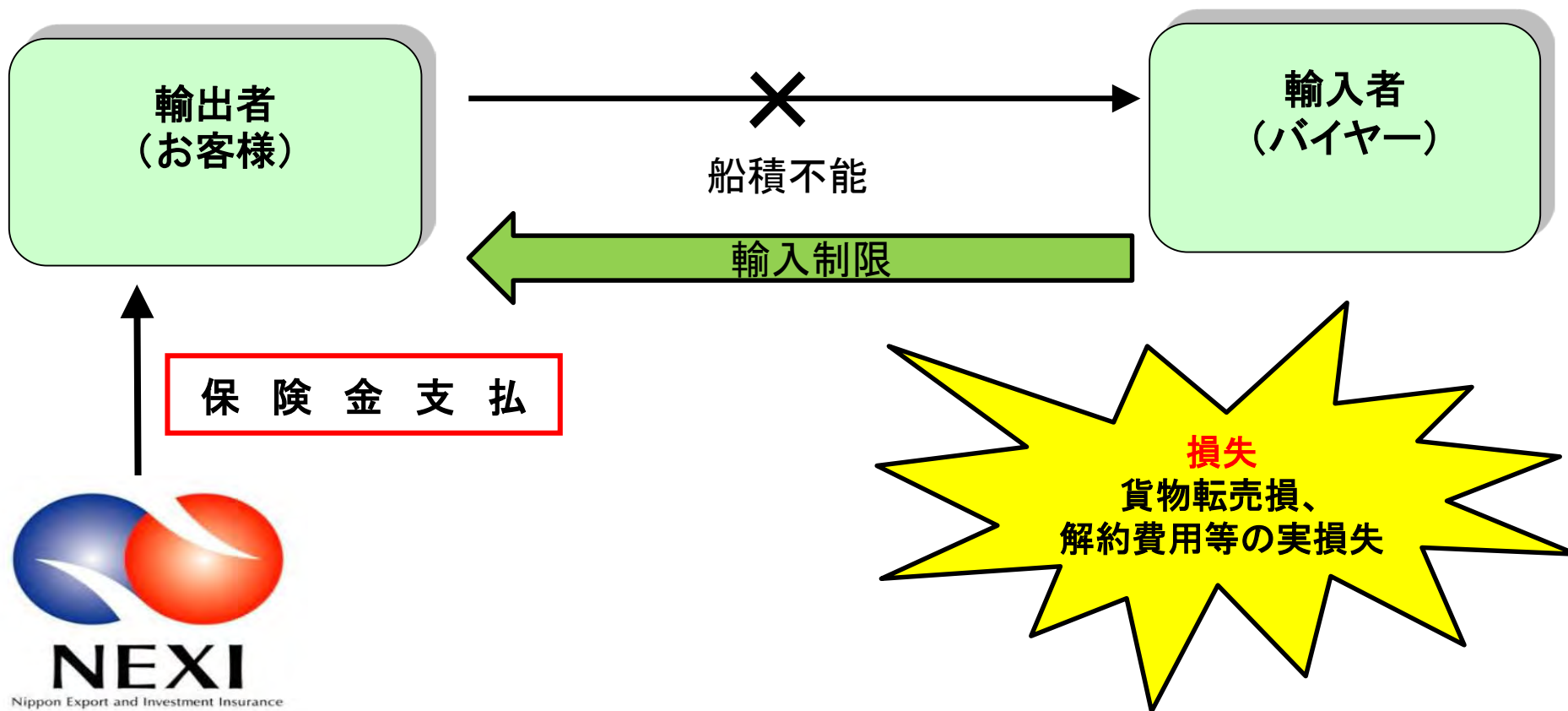
	船積前の事故【輸出不能】	船積後の事故【代金回収不能】
非常リスク	①為替取引の制限・禁止 ③戦争・内乱 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止（船積前のみ）	②仕向国の輸入制限・禁止 ④仕向国への輸送の途絶 など
信用リスク	・バイヤーの破産または破産に準ずる事由 ・公的バイヤーの一方的契約破棄 （民間バイヤーによる契約キャンセルは対象外）	・バイヤーの破産 ・バイヤーの3月以上の債務履行遅滞

(1) てん補事由

～新たな輸入規制導入により損失が発生したケース～

A (非常・船積前／輸出不能)

＜事故原因＞保険責任期間開始後、輸入国が新たな輸入規制を導入したため、輸出出来なくなった。(非常リスクによる輸出不能)

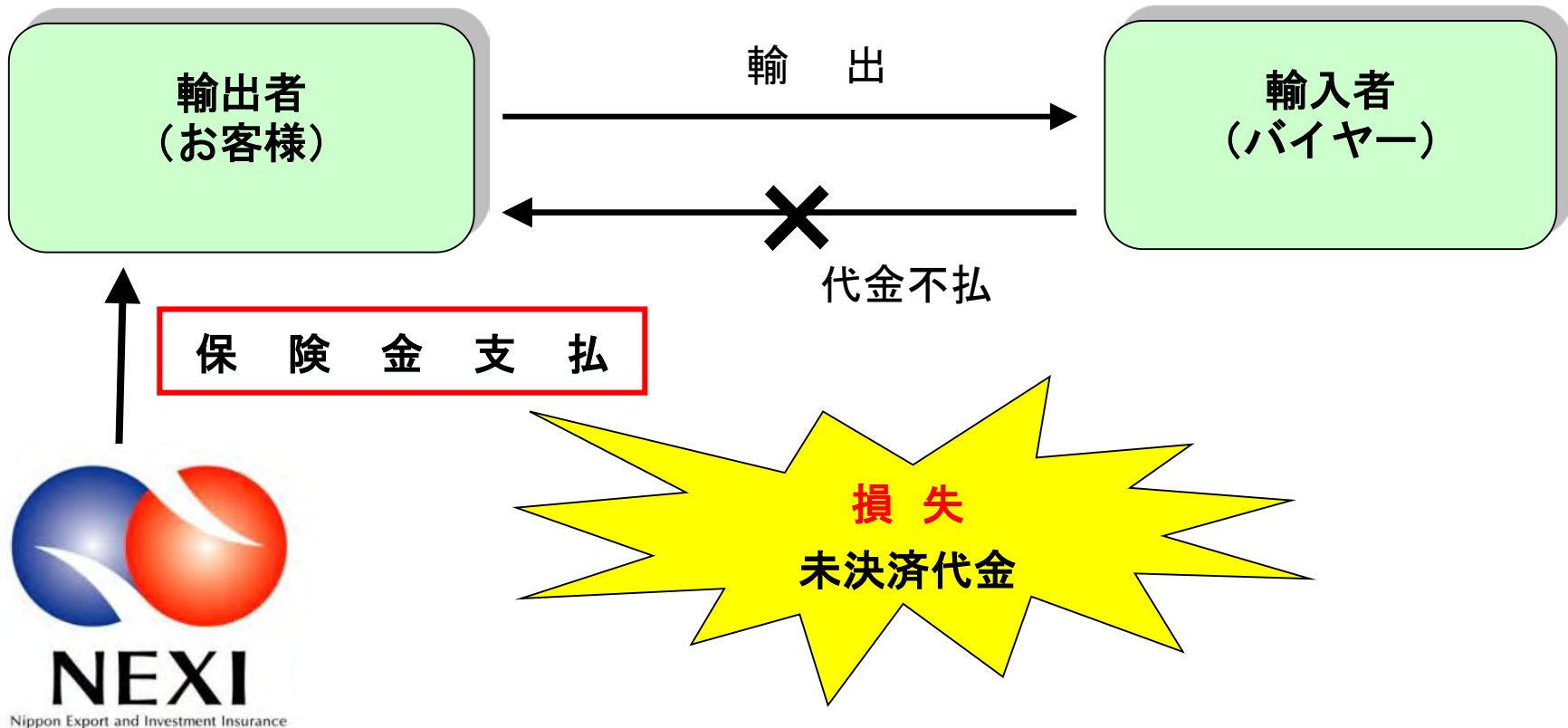


(1) てん補事由

～外貨不足により損失が発生したケース～

B（非常・船積後／代金回収不能）

＜事故原因＞中米のB国向けに輸出を行ったが、外貨不足を理由に代金回収が不能となる。
（非常リスクにより代金回収不能）

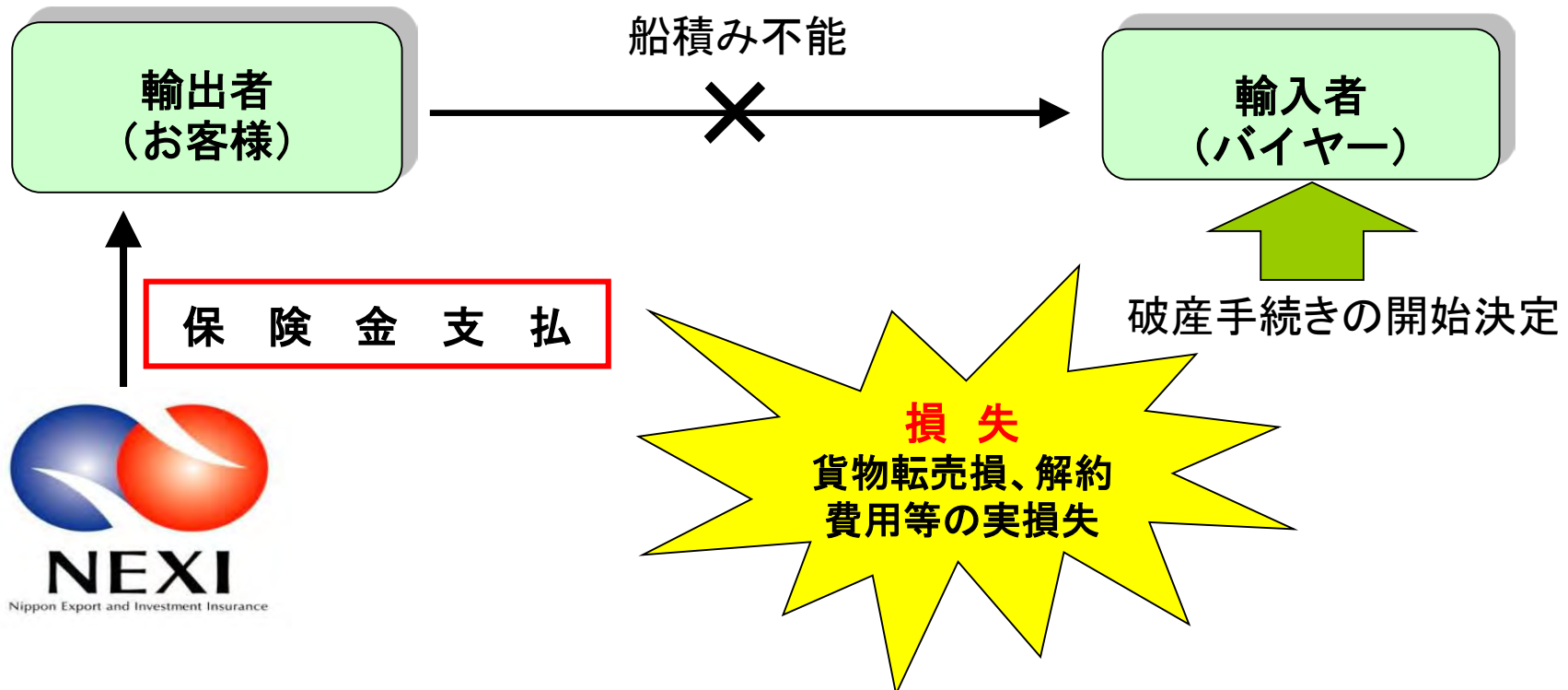


(1) てん補事由

～バイヤーの破産手続き開始の決定により損失が発生したケース～

C(信用・船積前／輸出不能)

＜事故原因＞輸出契約締結後、貨物の製造途中でバイヤーが破産。
現地裁判所による「バイヤーの破産手続き開始決定」の公示がなされ、貨物の輸出が出来なくなった。(信用リスクによる輸出不能)

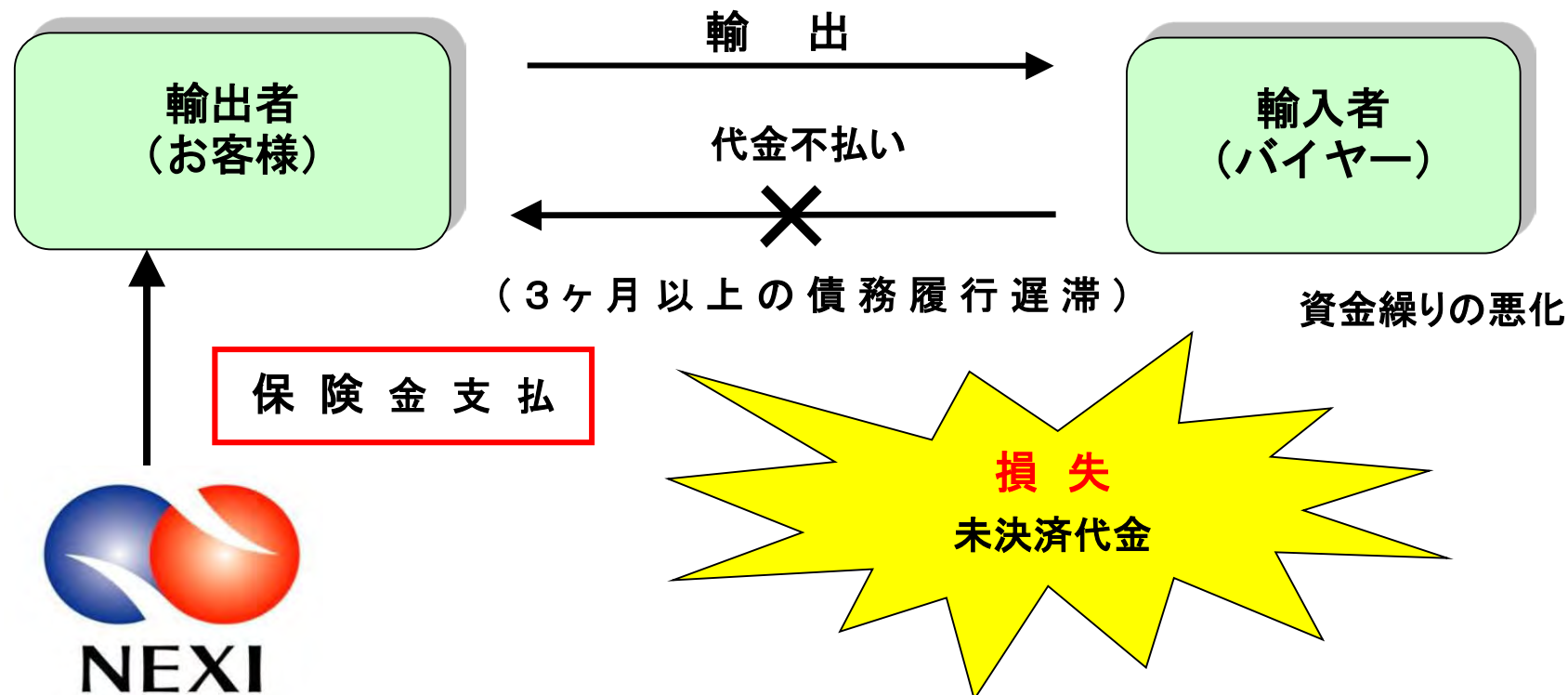


(1) てん補事由

～支払人の資金繰り悪化に伴う代金回収不能事故～

D(信用・船積後／代金回収不能)

<事故原因> 為替変動に起因するバイヤーの資金繰り悪化。(信用リスクによる回収不能)



(2) 支払金額の算出方法

(2) 支払金額の算出方法

てん補の対象となる損失

船積前事故＝輸出不能

○ 船積みできなくなった貨物の転売・処分損が対象

損失額の算定では貨物の製造・仕入原価が対象となります。

転売に係わる費用も対象となりますが、保険対象契約に係わる期待利益や未支出の費用は対象外です。

船積後事故＝代金回収不能

○ 未回収となった輸出・仲介貿易代金(後払額)が対象

(2) 支払金額の算出方法

保険金計算例(船積前事故＝実損てん補制)

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積前・輸出不能)の例

支払保険金 = 損失額 × てん補率 (非常危険 95%
信用危険 80%) または 保険金額 のいずれか小さい方

以下の事例では非常危険の場合は80百万円、信用危険の場合は68百万円のお支払いとなります。 (単位:百万円)

輸出契約(貨物のFOB価額)

100

輸出不能事故

15

損失額 85

非常危険による事故

損失額 85

× てん補率 95% =

80.75

輸出契約(貨物のFOB価額): 100

保険金額

80

保険金額を算出する
付保率は80%固定

信用危険による事故

損失額 85

× てん補率 80% =

68

保険金額

80

保険金額を算出する
付保率は80%固定

8

(= 10 - 2)

転売益等

控除可能額(転売の経費等)

2

支出を要しなくなった金額

5

当該貨物に係る期待利益

(2) 支払金額の算出方法

保険金計算例（船積後事故＝比例てん補制）

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積後・代金回収不能)の例

$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times \text{てん補率(保険証券記載の付保率)}$$

以下の事例では非常危険の場合は97.5百万円、信用危険の場合は90百万円のお支払いとなります。(単位:百万円)

輸出契約上の代金額(未回収額) : 100

非常危険による事故

損失額100

$$\times \text{てん補率} 97.5\% = \underline{97.5}$$

信用危険による事故

損失額100

$$\times \text{てん補率} 90\% = \underline{90}$$

※保険金額の範囲内

(3) 保険金支払までの手続き

(3) 保険金支払までの手続きの流れ

事故発生時のフロー

＜貿易一般・船積後代金回収不能の場合＞

「損失のおそれが高まる事情
発生通知義務」

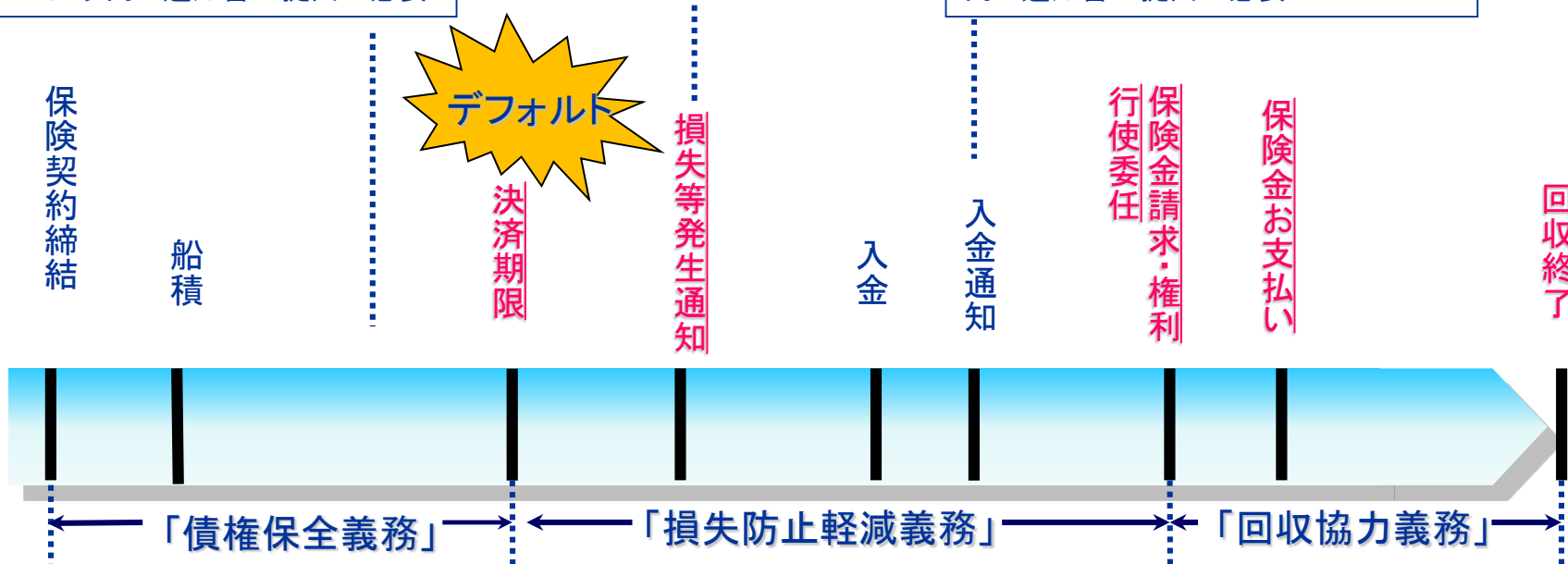
* 事情発生を知った日から原則
15日以内に通知書の提出が必要

「損失等発生通知義務」

* 決済期限から45日以内に
通知書の提出が必要

「入金通知義務」

* 損失等発生通知書提出以降に入金
があった場合には、入金日から1ヶ月以
内に通知書の提出が必要



(3) 保険金支払までの手続き

① 事情発生のお知らせ

損失を受けるおそれが高まる事情発生を知った時(※)には、これら情報を確認した日から原則15日以内に「**事情発生通知書**」を提出します。

(※) 貿易一般保険(個別保険)の例:

- バイヤーの債務保証契約等の変更や破棄
- バイヤー・支払人・信用補完措置を行う者の破産手続き開始の決定やこれに準ずる事由の発生
- プロジェクト遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題発生

(3) 保険金支払までの手続き

② 損失等発生のお知らせ

輸出不能事故や代金回収不能事故等が発生した場合には、損失の発生もしくは決済期限から45日以内に「損失等発生通知書」を提出します。

※以下の保険種については、WEB上で損失等発生通知が行えます。

- ・貿易一般保険(船積後のみ)
- ・中小企業・農林水産業輸出代金保険

(3) 保険金支払までの手続き

③ 入金通知

損失等発生通知を提出いただいた後、輸出契約等の相手方から入金があった場合には、入金日から1月以内かつ保険金請求前に「入金通知書」を提出します。

※以下の保険種については、WEB上で入金通知が行えます。

- ・貿易一般保険(船積後のみ)
- ・中小企業・農林水産業輸出代金保険

(3) 保険金支払までの手続き

④ 保険金の請求(その1)

- ・損失等発生通知を行った日以降、保険金の請求ができます。
- ・保険金請求期間は、請求が可能となる日から9ヶ月以内 *

*「3ヶ月以上の債務履行遅滞」の場合は、決済期限から3ヶ月を経過した日以降、決済期限から9ヶ月以内です。

(3) 保険金支払までの手続き

④ 保険金の請求(その2)

- ・特に調査を要する場合を除き、NEXIは原則2ヶ月以内 に保険金をお支払いいたします。

(3) 保険金支払までの手続き

⑤ 保険金請求に必要な提出書類(その1)

<貿易一般・船積後代金回収不能の場合>

1. 保険金請求書

2. 保険金請求経緯書

3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類

- ・支払人が未決済額を確認した書類(債務確認書等)
- ・被保険者が未決済額を表明した書類等

4. 保険事故を確認できる書類

- ・破産手続開始の決定の場合には現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類

5. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類

- ・輸出契約書等、契約当事者双方のサインを確認できるもの

(3) 保険金支払までの手続き

⑤ 保険金請求に必要な書類(その2)

6. 船積の事実及び内容を確認できる書類

- ・B/L、インボイス等船積書類の写し

7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し

- ・支払人への督促を確認できる書類
- ・貨物の保全が可能な場合は、保全したことを確認できる書類

8. 過去の取引状況を確認できる書類

○以上は主な必要書類の例示です。

詳細は、各保険種の「**手続細則**」をご覧ください。

○保険金請求書類の準備にあたり、不明な点がありましたら、
ご遠慮なくNEXIにお問い合わせください。

(4) 注意が必要なポイント

(4) 注意が必要なポイント

約款上の義務・・・債権保全義務

貿易保険が付保されている債権について、貿易保険が付保されていない場合と同様の注意をもって管理保全に努めてください。

(4) 注意が必要なポイント

約款上の義務・・・損失防止軽減義務

損失発生に関する情報収集・分析、債権者が輸出契約上有する権利の行使、また実施しておく必要がある債権者の権利保全のための措置等、損失を防止し軽減するための一切の合理的な措置を実施する必要があります。

(4) 注意が必要なポイント

(参考) 損失防止軽減義務反に該当する事例

既に支払遅延等を起こしているバイヤー向けに追加出荷を行い、損失が拡大した場合

- 保険契約上、お客様には、債権保全義務／損失防止軽減義務を履行いただく必要があります。
- 既に支払遅延等を起こしているバイヤー向けに合理的な理由なく、追加船積みを行い、そのために損失が拡大してしまった場合、拡大した損失については原則として保険金のお支払いができないことになります。
- 決済遅延発生時に未船積みの輸出契約残がある場合には、NEXIにご相談ください。

(4) 注意が必要なポイント

約款上の義務・・・告知義務

- お客様が損失を受ける恐れのある重要な事実(「告知事項」といいます)について、保険のお申込み時点で判明している事実は、保険契約締結時に申告していただく必要があります。
- 告知内容によっては、保険をお申込みいただいても、お引受できない場合があります。また、お客様が、告知事項について、故意又は過失によって、これを告げず、又は真実でないことを告げたときは、保険契約を解除する場合があります。

(4) 注意が必要なポイント

約款上の義務・・・告知義務

※告知事項に該当するものは以下のとおりです。

- 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上の遅延が発生し、現時点において解消されていないこと。
- 輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段にあることを知ったこと。
- その他、損失を受ける恐れのある重要な事実のあることを知ったこと。

(4) 注意が必要なポイント

事故発生時の留意事項(その1)

- 損失防止軽減措置を講じた事項について、エビデンスとなる書類、バウチャー類を取得し保存してください。
- 損失等発生通知書及び入金通知書を通知期限内に必ず提出してください。(※提出を怠ると、保険金のお支払いができない場合があります。)
- 既に損失が発生しているバイヤー向けの追加出荷は、損失防止軽減の観点から問題となります。事前にNEXIに確認願います。

(4) 注意が必要なポイント

事故発生時の留意事項(その2)

(通知漏れの事例)

- ①通知提出期限の起算日である「損失の発生した日」を正しく認識していなかった。
- ②支払人から送金を行ったとの連絡があり、入金を待つ内に通知期限を超過してしまった。
- ③支払遅延の理由は支払人側の事務手続きの問題であるから、信用悪化でなければ通知をせずとも良いと判断し、通知をしなかった。
- ④支払遅延の理由は支払人側がクレームを主張し、支払いを留保しているものであるから、信用悪化でなければ通知せずとも良いと判断し、通知をしなかった。

(4) 注意が必要なポイント

事故発生時の留意事項(その3)

保険金請求に必要な書類が準備できない場合、保険金のお支払いに支障が生じることもあります。特に、輸出契約や代金に関するエビデンス取得・保管には、十分な注意が必要です。

(保険金支払いのため調査に時間を要した事例)

- ① 輸出契約書他バイヤーとの合意文書の確認に調査を要した。
- ② 仲介貿易部分について契約上の物流と船積書類から確認できる物流の整合性の確認に調査を要した。

(4) 注意が必要なポイント

事故発生時の留意事項(その4)

エビデンスレスで保険申し込みの場合でも、事故時にはエビデンスの提出が必要です。

- 保険種によっては、エビデンスレスで保険申し込みができますが、あくまで「保険申込時に輸出契約書等の添付は不要」ということであり、後日、事故が発生した際には、全てのエビデンスをご提出頂き、締結されていた保険契約及びその内容が適切であったかの確認を行います。
- 両者サインのある契約書も必要となりますのでご注意ください。

(4) 注意が必要なポイント

事故発生時の留意事項(その5)

輸出契約等の相手方等と契約履行について紛争(クレーム等)がある場合には、保険金のお支払いを留保する場合があります。

- 製品及びサービス等について、輸出契約等の相手方との間でクレーム等の紛争がある場合
- 役務契約の相手方からProvisional Acceptance Certificate (PAC)やFinal Acceptance Certificate (FAC)が発行されず債権が確定しない場合
- 信用状取引において、信用状発行銀行がディスクレパンシーを主張し関係書類の引き取りを拒絶した場合

このような場合、裁判や仲裁等、輸出契約等に定める紛争解決手段が実施され、債権額を確定させていただく必要があります。

(4) 注意が必要なポイント

事故発生時の留意事項(その6)

輸出契約等の相手方から保証金等を受領している場合

お客様が輸出契約等の相手方や第三者から付保対象の取引について保証金、預かり金、担保等(「保証金等」といいます。)を受領されている場合、当該保証金等に相当する金額部分については、保険金支払いの対象となりません。

(当該保証金等是不払いが生じた時点で弁済金として当該未払債務に充当されることになり、損失額の対象とはなりません。)

(5) 免責・保険金不払い事項等

(5) 免責・保険金不払い事項

お客様にご注意いただくポイントを記載しています。円滑に保険サービスの手続きを進める為にも、お客様にはご留意いただくようお願いいたします。

(記載内容)

1. 主な免責事項(保険金をお支払いできない場合)
2. 保険金不払い又は返還となる場合
3. 保険契約解除となる場合
4. 特約書解除又は失効となる場合
5. お客様に履行していただく約款上の義務について
6. その他ご注意いただきたい主な事項

※詳細は「重要事項説明書」に掲載されております。

NEXIウェブサイトよりダウンロードできます。

(5) 免責・保険金不払い事項等

1. 主な免責事項

- お客様の故意又は重大な過失により生じた損失
- 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失
- 輸出契約等に関してお客様の法令違反があった場合において生じた損失
- 保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの損失
- お客様の告知義務違反により解除した保険契約の損失
- お客様と輸出契約等の相手方が、本支店関係にある、もしくは特定の人的関係・資本関係がある場合における信用危険に対する損失
- お客様が日本貿易保険の承認を受けずに保険の目的を譲渡した場合、当該保険の目的に関する損失

(5) 免責・保険金不払い事項等

2. 保険金不払い又は返還となる場合

- お客様の過失（重大な過失を除く）により損失が発生したとき
- お客様が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき
- 故意又は重大な過失により、保険の申込、重大な内容変更の通知及び保険料の納付を遅滞、又は脱漏したとき
- 輸出契約等が無効であったとき
- お客様が約款もしくは特約書の条項に違反したとき

(5) 免責・保険金不払い事項等

3. 保険契約解除となる場合(その1)

- 保険申込み時、お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実のあること(告知事項)について、故意又は過失により日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたとき
- 指定日までに保険料又は延滞金の全額を納付しなかったとき
- 不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反したとき
- お客様が約款の条項に違反したとき

(5) 免責・保険金不払い事項等

3. 保険契約解除となる場合(その2)

- お客様が輸出契約等の重大な内容変更の承認申請を行った場合であって日本貿易保険が当該変更を承認しなかったとき、又は承認を得る前にお客様が内容変更通知を行ったとき
- お客様が輸出契約等の重大な内容変更について、事前に日本貿易保険の承諾をとり、その際に付せられた条件が成就されていないにもかかわらず内容変更の通知を行った場合

(5) 免責・保険金不払い事項等

4. 特約書解除又は失効となる場合

- 故意又は重大な過失により、保険申込み、重大な内容変更の通知又は保険料の納付を延滞、脱漏したとき
- 特約期間中に、外国為替及び外国貿易法等の命令が改正され、日本貿易保険との特約又は約款の改定申込みに保険契約者が応じないとき
- お客様について、破産手続開始等の決定又は外国の法令上これに準ずる手続があったとき、お客様に関する部分については特約書は失効となる

(6) 債権回収(新制度)

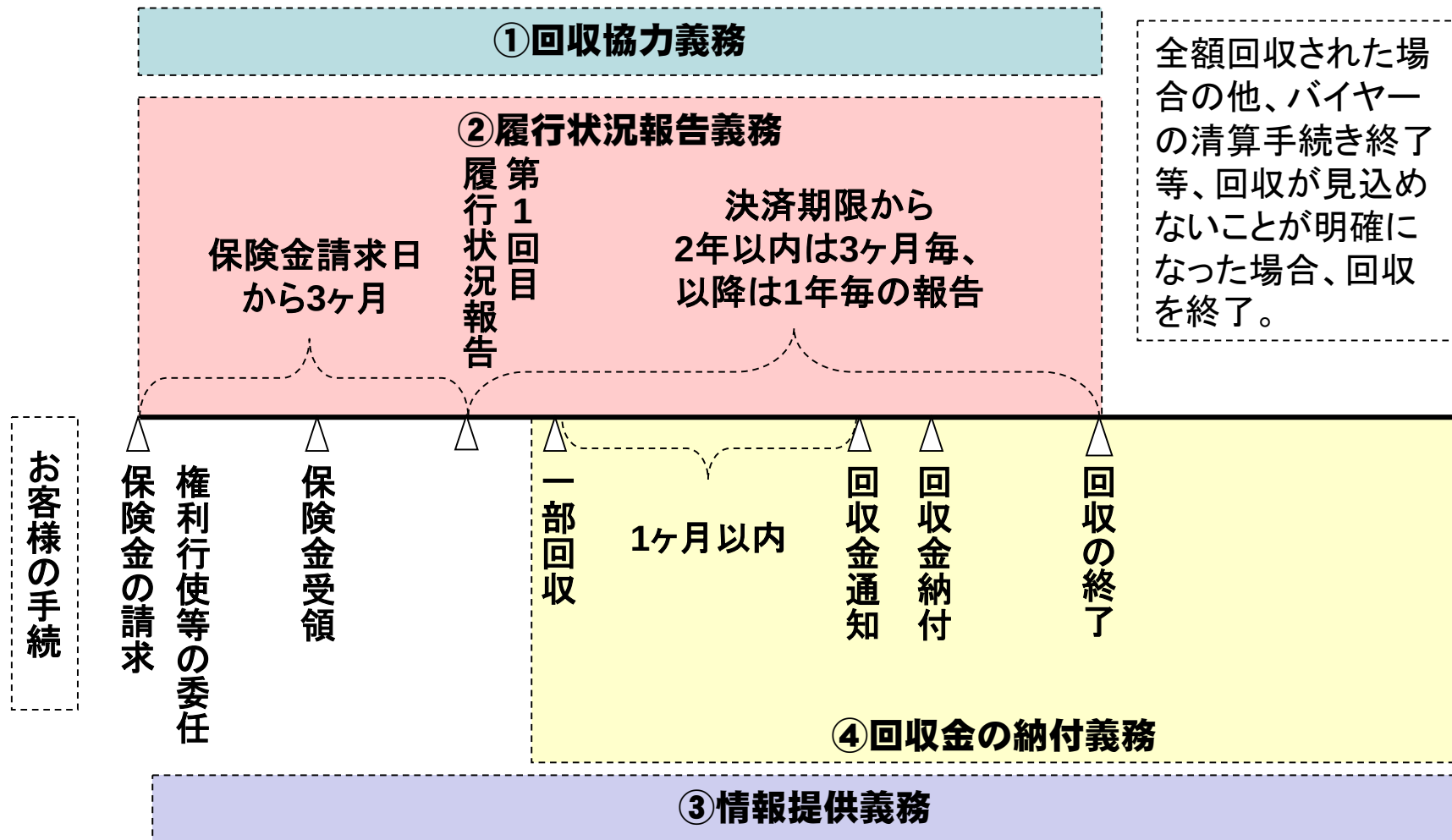
※新制度が適用される保険契約:

貿易一般保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険、
限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険のうち、
2014年10月1日以降に締結された保険契約

なお、2014年9月30日以前に締結された上記の保険契約および、
上記以外の保険種については、従来制度(後述)が適用されます

(6) 債権回収(新制度)

➤ 回収に関する手続と義務



(6) 債権回収(新制度)

➤ 保険金請求時

NEXIに対する権利行使等委任

保険金請求時に、保険金請求対象となる輸出契約等に係る権利について、権利行使等をする権限をNEXIに委任していただきます。

NEXIによる回収方針決定

お客様による回収(被保険者回収)

サービサーによる回収

(6) 債権回収(新制度)

➤ 保険金請求後の回収に関する義務

回収に関する義務は、主に以下の4つに分類されます。

- ① 回収協力義務
- ② 履行状況報告義務
- ③ 情報提供義務
- ④ 回収金の納付義務

(6) 債権回収(新制度)

➤ ① 回収協力義務

回収に必要な行為の実施を指示させていただく場合があります、その場合はその指示に従って回収に協力する義務があります。

具体例) 回収交渉のための出張、
債権登録手続、裁判手続

(6) 債権回収(新制度)

➤ ② 履行状況報告義務

NEXIから回収につき指示があった場合には、指示内容の履行状況について定期的にご報告ください。

(報告頻度)

決済日から2年以内	: 3ヶ月に1度
決済日から2年経過後	: 1年に1度

➤ ③ 情報提供義務

債務者の財産に対し法的手続が行われたこと(e.g.破産)、既に行われている法的手続に変化が生じたことを知った時には、上記の履行状況報告義務とは別に、NEXIへご報告いただく必要があります。

(6)債権回収(新制度)

➤ ④回収金の納付義務

バイヤーからお客様へ直接支払があった場合には、回収金受領日から1ヶ月以内にNEXIへ通知してください(※)。その後NEXIが計算した納付額を指定日までにお振り込みください。

(※)通知書の提出が遅れると違約金が発生しますので注意が必要です。

＜代金の回収不能事故の場合の回収金計算＞

納付額 = (回収金額 × 代位比率) - 控除利息充当額*

*控除利息充当額:

決済期限の翌日から保険金支払日迄の期間について、規程で定めた計算方法により得た金額

(6) 債権回収(新制度)

➤ 回収費用の負担

- 回収の履行において費用が生じた場合、NEXIとお客様の債権額に応じた按分負担となります。

(例) サービサーの成功報酬、回収交渉のための出張費用、
バイヤーの資産調査費用等

- ただし、最終的に回収費用が回収金を超過した場合は、超過分費用はNEXIが全額負担いたします。

(6) 債権回収(新制度)

➤ NEXIの策定する回収方針と回収行為の例(その1)

回収状況	バイヤーが輸出代金支払いを延滞し、保険事故が発生。 被保険者はメールと電話で督促を試みるも、連絡がなかなかつかない状況。
回収方針	当面、サービサーからバイヤーに対する督促を継続する。 一定期間内に支払がなければ、法的措置開始を検討する。
回収行為	サービサーからバイヤーに対する督促・交渉を行い、バイヤーとリスケ契約を締結して回収を図る。

※回収状況の変化に応じ回収方針を変更します。

(6) 債権回収(新制度)

➤ NEXIの策定する回収方針と回収行為の例(その2)

回収状況	リスク契約を締結したが、契約通り支払ってきたのは1回きりで、バイヤーが破産した。
回収方針	バイヤーの管財人に対し、債権登録を行い、配当金の受領を待つ。
回収行為	被保険者による債権登録、及びその後の配当手続きが完了するまでモニタリングする。

(7) サービサー回収制度

(7) サービサー回収制度

➤ サービサー回収制度①

- サービサーとは、債権者から委託を受けて債権回収を専門に扱う会社、又は弁護士事務所のことです。
- 自らの拠点事務所もしくは提携法律事務所等との協力により回収を実施します。

➤ NEXIが提携しているサービサーの例

1. ABC-AMEGA Inc. (米)
2. Clyde & Co (英)
3. Global Recovery Group (米)

(7) サービサー回収制度

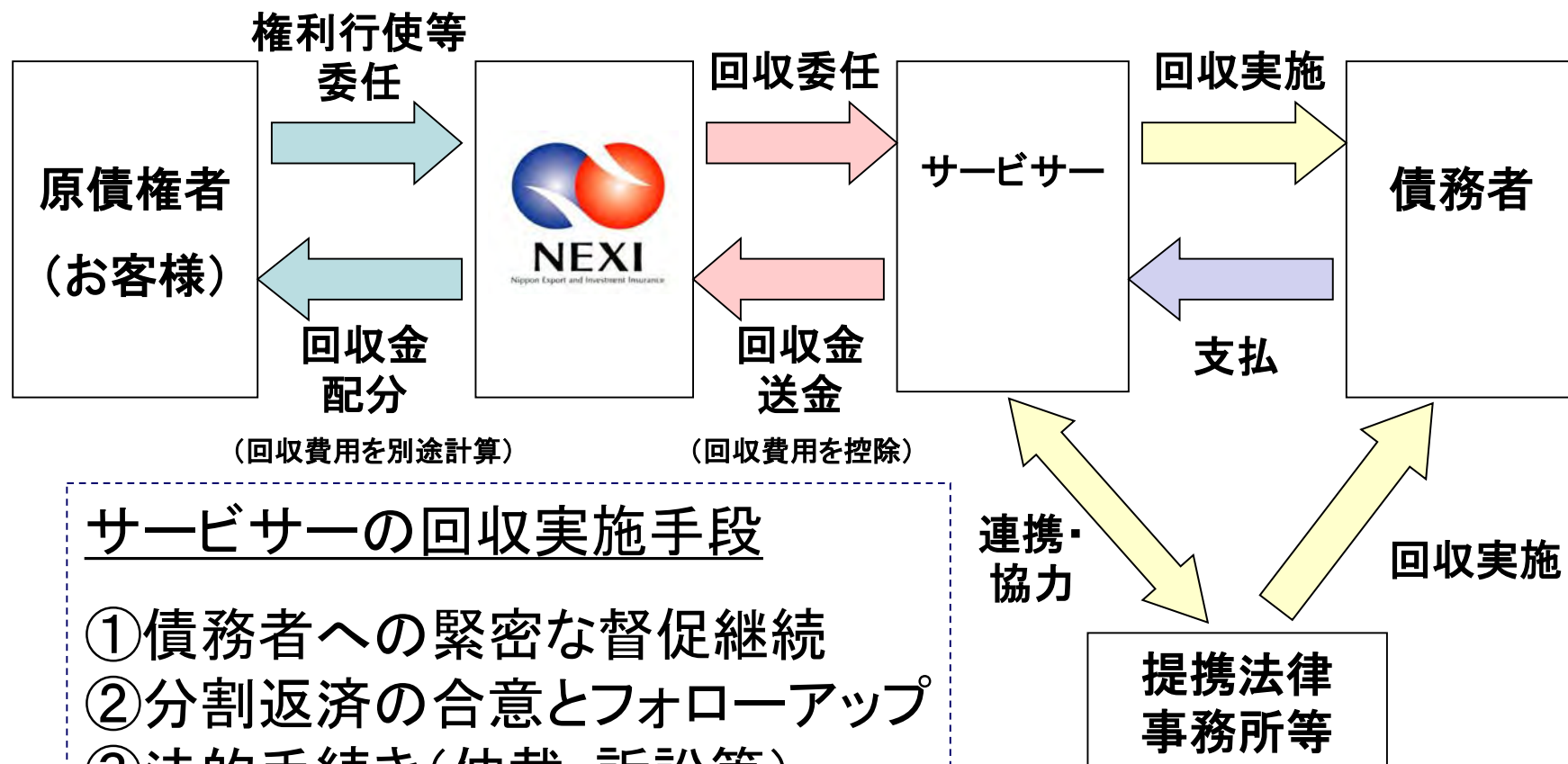
➤ サービサー回収制度②

サービサー活用のメリット

- ◆ 債権管理・回収業務アウトソースによるお客様の業務負担軽減
- ◆ 債務者所在国固有の債権回収に関する慣習、法制度に関する知見・情報の利用
- ◆ 債務者との緊密な回収交渉が可能

(7) サービサー回収制度

➤ サービサー回収制度③



(8) 債権回収（従来制度）

※従来制度が適用される保険契約：

1. 貿易一般保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険、
限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険のうち、
2014年9月30日以前に締結された保険契約
2. 輸出手形保険、前払輸入保険、貿易代金貸付保険、
海外投資保険、海外事業資金貸付保険の保険契約

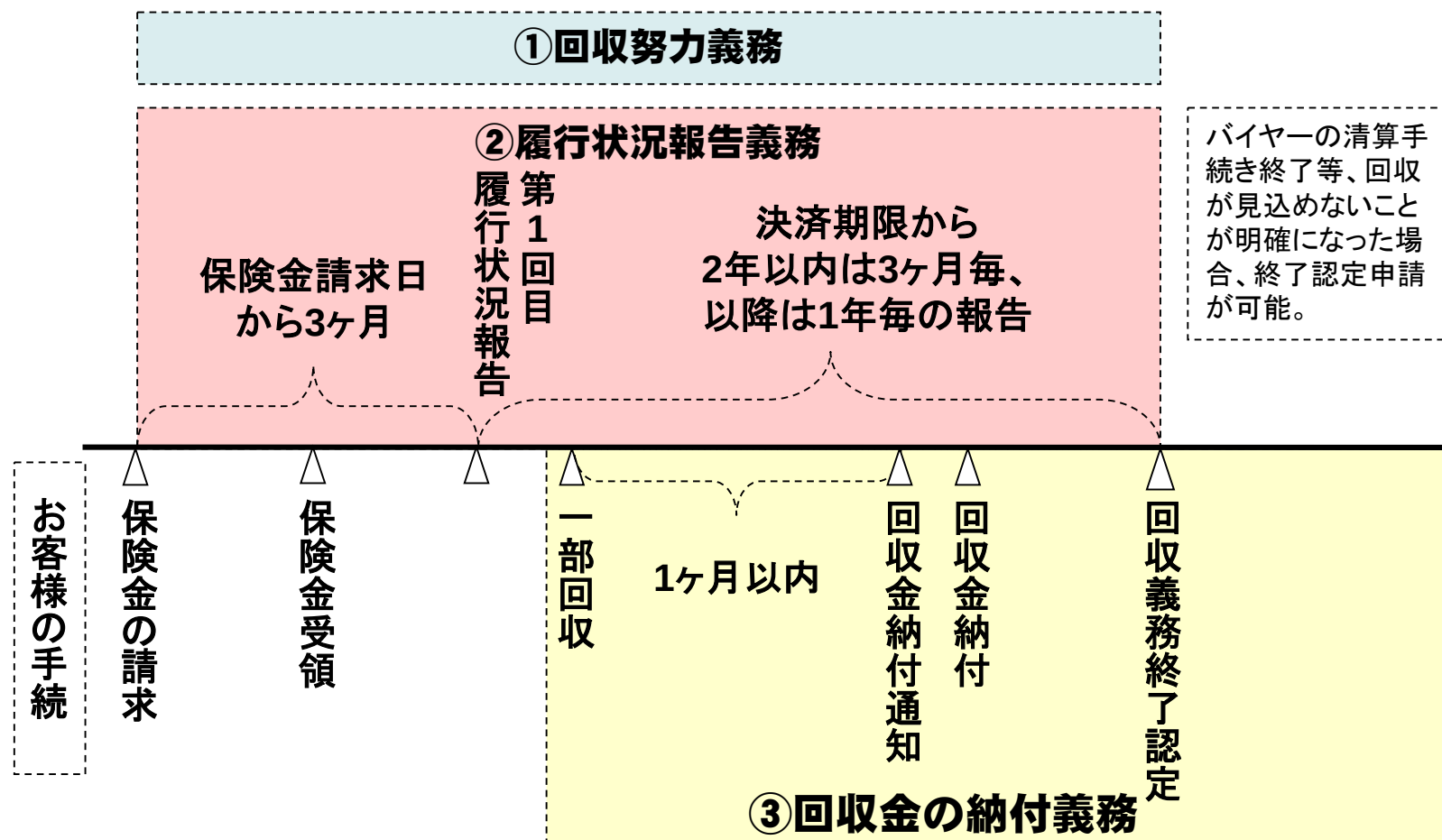
(8) 債権回収【従来制度】

➤ 回収に関する義務について(比較)

従来制度	新制度(現行制度)
NEXIが <u>指示した場合</u> に 権利行使等の委任義務	<u>保険金請求時に</u> 権利行使等の委任義務
①回収努力義務	①回収 <u>協力</u> 義務
②履行状況報告義務	②履行状況報告義務
	③情報提供義務
③回収金納付義務	④回収金納付義務

(8) 債権回収【従来制度】

➤ 回収に関する手続と義務



(8) 債権回収【従来制度】

➤ 回収に関する義務①

保険金請求をされたお客様は、保険金請求の対象となっている債権について、貨物代金、損害賠償金、違約金等の金銭回収に努めていただく必要があります。（「回収努力義務」といいます。）

回収に関する義務は、主に、以下の3つです。

- ① 回収努力義務、
- ② 回収義務履行状況報告義務、
- ③ 回収金の納付義務

(8) 債権回収【従来制度】

➤ 回収に関する義務②

保険金請求後、お客様が代金等を回収された場合には、回収された日から1ヶ月以内に「**回収金納付通知書**」を提出いただきます(※)。その後、按分計算された納付額を指定日までにお振り込みいただきます。

(※)通知書の提出が遅れると違約金が発生しますので注意が必要です。

＜代金の回収不能事故の場合の回収金計算＞

納付額 = (回収金額 × 代位比率) - 控除利息充当額*

*控除利息充当額:

決済期限の翌日から保険金支払日迄の期間について、規程で定めた計算方法により得た金額

(9) 保険事故関連のお問い合わせ先

**保険事故・保険金請求・債権回収に関するご質問は、
ご遠慮なく下記までお願いいたします。**

<お問い合わせ先>

債権業務部 査定グループ・回収グループ

TEL:0120-673-094(フリーダイヤル)